明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働五九）　一

〔告　示〕
○除籍が滅失した件（法務二〇一、二〇二、二〇四～二〇六）　三
○原戸籍の一部が滅失した件（同二〇三）　四
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一四五）　六
○種苗法第十三条第二項の規定に基づき品種登録出願を取り下げた件（農林水産六一九）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一一八）　七

〔国会事項〕　七

〔人事異動〕
警察庁　七
〔叙位・叙勲〕　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕　八
労　働
中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
国家試験
平成二十六年度弁理士試験の試験会場（工業所有権審議会）　九

〔公　告〕　九
諸事項
官庁
財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、社会保険労務士懲戒処分関係　九
裁判所
相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
法務省共済組合定款の一部変更関係　二六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　二六
会社その他

省　令

○厚生労働省令第五十九号

と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第九条及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第十一条の規定に基づき、と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久

と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（と畜場法施行規則の一部改正）

第一条　と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項を次のように改める。

法第九条の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

一　危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行うと畜業者等は、次のとおりとすること。

イ　衛生管理責任者、法第十条の作業衛生責任者（以下「作業衛生責任者」という。）その他の獣畜のとさつ又は解体に係る衛生管理について専門的な知識を有する者により構成される班を編成し、次の(1)から(7)までに掲げる措置を実施すること。

(1)　製品の名称、種類、原材料その他必要な事項を記載した製品説明書を作成すること。

(2)　獣畜の搬入、とさつ、解体、処理、保管、出荷その他の工程の流れを記載した図を、と畜場における実際の工程及び施設設備の配置に則して作成すること。

(3)　次に掲げる事項を記載した文書を作成すること。

(i)　放血、頭部の処理、とたいの剥皮、乳房の切除、内臓の摘出、背割り（枝肉を脊柱に沿つて左右に切断する処理をいう。以下同じ。）、枝肉の洗浄、内臓の処理又は冷却を含む工程ごとに、当該工程につき発生するおそれのある食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）（当該危害の原因となる物質が認められない場合にあつては、その理由）

(ii)　(i)の工程のうち、製品に係る食品衛生上の危害の発生を防止するため、当該工程に係る管理措置の実施状況の連続的な又は相当の頻度の確認を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）（重要管理点を定めない場合にあつては、その理由）

(iii)　全ての重要管理点ごとに、当該重要管理点につき発生するおそれのある食品衛生上の危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減又は排除するための管理措置の基準

(iv)　(ii)の確認の方法

(4)　(3)(ii)の確認により重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき改善措置の方法を記載した文書を作成すること。

(5)　製品の試験の方法その他の食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを検証するための方法を記載した文書を作成すること。

(6)　次に掲げる事項について、その記録の方法並びに当該記録の保存の方法及び期間を記載した文書を作成すること。

(i)　(3)(ii)の確認に関する事項

(ii)　(4)の改善措置に関する事項

(iii)　(5)の検証に関する事項

(7)　(3)から(6)までの規定に基づき作成した文書に従い、獣畜、とたい、枝肉及び食用に供する内臓等に係る食品衛生上の危害の発生の防止のために公衆衛生上必要な措置を講ずること。

ロ　イに掲げるもののほか、次に掲げる措置を行うこと。

(1)　牛、めん羊及び山羊について、ピッシング（ワイヤーその他これに類する器具を用いて脳及び脊髄を破壊することをいう。以下同じ。）を行わずにとさつすること。